

「臓器移植法施行 20 周年記念事業」 寄付趣意書

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
理事長 門田 守人

2017 年は、日本で臓器移植法が施行されてから 20 年目となります。

1997 年 10 月 16 日「臓器移植法」が施行されたことにより、脳死後の心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸などの提供が可能になりました。しかし、この意思表示は民法上の遺言可能年齢に準じて 15 歳以上を有効としていたため、15 歳未満の脳死臓器提供はできませんでした。したがって、小さな臓器が必要なからだの小さな子どもたちへの心臓や肺の移植は実質不可能で、多額の寄付を集めて海外に渡航移植をする子どもが後を絶ちませんでした。

2010 年 7 月 17 日に改正臓器移植法が全面施行され、本人の意思が不明な場合には、家族の承諾で臓器が提供できることとなりました。これにより、15 歳未満の方からの脳死での臓器提供も可能となりました。

しかしながら、法改正後 6 年間を経過しても、15 歳未満からの臓器提供は、12 例に留まり、いまだ海外渡航移植に望みをつなぐ家族は少なくはありません。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークは、国内の死後の臓器提供におけるあっせん手続きを行う唯一の団体として、移植医療の公平性・公正性を担保しつつ、移植コーディネーターが 24 時間待機をし日夜臓器提供に対応しています。また、移植希望者の登録業務や臓器移植医療の普及啓発も担っており、臓器を提供したいという方やそのご家族の意思を尊重し、そのご提供によって移植を希望する患者さんが一人でも多く救われるよう、体制整備に努めています。

脳死臓器提供者数が増えてきているとはいえ、14,000 人の移植希望登録者に対し、年間およそ 300 人の方々、わずか 2%しか移植を受けることができていません。この状況は他国とは大きく異なり、わが国の重要な課題と言わざるを得ません。

当団体では、臓器移植法施行 20 周年を機会に、一層の臓器移植医療に対する理解、発展のために、「20 周年記念特別事業」を立ち上げました。20 周年記念式典、20 周年データブックの制作などを計画しております。

現在、各都道府県行政やバンクと協働し、国民一人ひとりの臓器提供に関する意思表示の促進や終末期にその意思が尊重される病院体制の整備への取り組みを強化し、提供者数の増加を目指しています。当団体は移植を希望する多くの患者さんの明るい未来に貢献できるよう皆様とともに歩んでまいります。

つきましては、「20 周年記念事業」へのご理解を賜り、移植医療発展のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

20周年記念事業

臓器移植法施行 20周年 ご寄付のお願い

寄付要綱



寄付の名称 「臓器移植法施行 20周年記念特別事業寄付」



寄付目的 臓器移植法施行 20周年を契機とする記念事業施行を通して臓器移植医療の発展に寄与する事業の実行



寄付目標額 100 百万円



資金使途 受け入れた寄付金は総額の 50%を上限とし法人運営及び募集経費に充当できるものとします。



募集期間 2017 年 4 月 1 日-2018 年 3 月 31 日



申込み方法

1. 寄付の御意向を「20周年記念事業・寄付申込書」にてご連絡下さい。
申込書はHPからダウンロードしていただくことができます。ご準備いただいた寄付申込書をご送信下さい。メール FAX 郵便にて承っております。
2. 「20周年記念事業・寄付申込書」を確認後、弊社より送付させていただく振込用紙にてお振込みをお願い致します。

特定寄付金の募集に関わる寄付目論見書

臓器移植法施行 20 周年を機とする記念事業施行を通して、臓器移植医療の発展に寄与する事業の実行に関しての目論見内容は以下のとおり。

記

1. 寄付名称 「臓器移植法施行 20 周年記念事業寄付」
2. 寄付総額 100 百万円
3. 募集期間 2017 年 4 月 1 日-2018 年 3 月 31 日
4. 募集対象 公益社団法人日本臓器移植ネットワークが行う臓器移植法施行 20 周年記念事業を対象とする事業。

○実施が決定している企画

- 臓器移植推進国民大会 20 周年記念式典
- 20 周年記念誌のデータ制作
- データブックのデータ制作

○ご寄付やご支援により実施可能な企画

- 20 周年記念誌制作 **【500 部制作 400 万円】**
- データブック制作 **【1,000 部制作 600 万円】**
- 記事広告出稿 **【マスメディアによる記念式典の記事出稿：2～3,000 万円】**
- コーポレートサイトの 20 周年記念リニューアル **【2,000 万円】**
- 公共広告機構へのエントリー **【2,000 万円】**
- 学生向けコンクールの実施 **【1,000 万円】**
- 教育機関向け教育資材の制作及びセミナーの開催 **【1,000 万円】**

○企業の支援による実施（予定）

- 20 周年特別記念グリーンリボン・キャンペーン
(臓器移植普及推進月間である 10 月を中心とした多面的な啓発イベント)

5. 募集理由 臓器移植法施行 20 周年を契機とする記念事業施行を通して臓器医療の発展に寄与する事業の実行に資するため。
6. 資金使途 受け入れた寄付金は総額の 50%を上限とし法人運営及び募集経費に充当できるものとする。
7. 募集期間 平成 2017 年 4 月 1 日-2018 年 3 月 31 日
8. 申込方法及び支払方法 ・ 日本臓器移植ネットワーク ホームページまたはファックスにて寄付申込書を取得後、所定の振込払込書により指定銀行口座または郵便振替または指定銀行口座へ振り込みを行う。

公益法人をめぐる寄付税制と法人課税

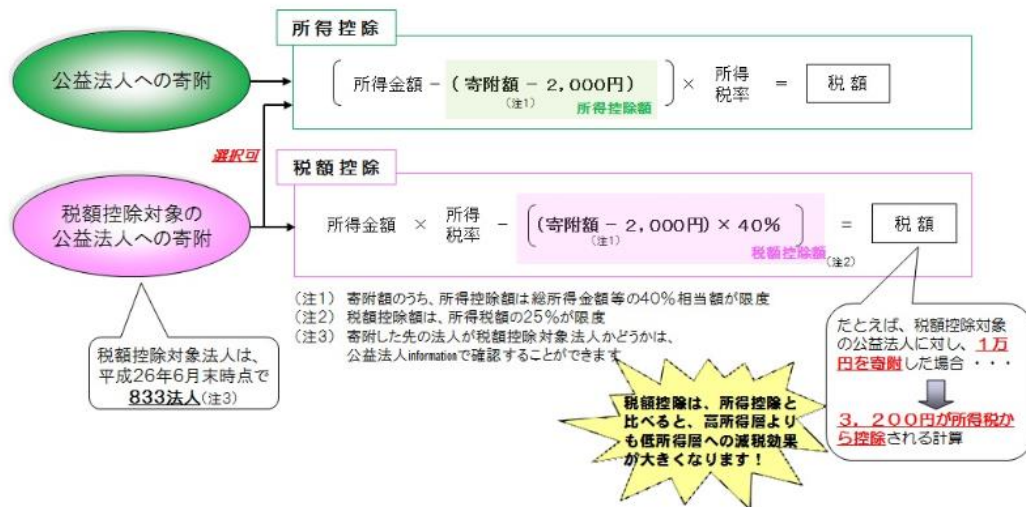
「民による公益の増進」を図るため、公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられています。

これらは、大きく分けると「公益法人に対する寄付についての税制」（寄付税制）と「公益法人が行う事業についての税制」（法人課税）の2つに分けられます。

① 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

★所得税

所得税について、以下の優遇があります。

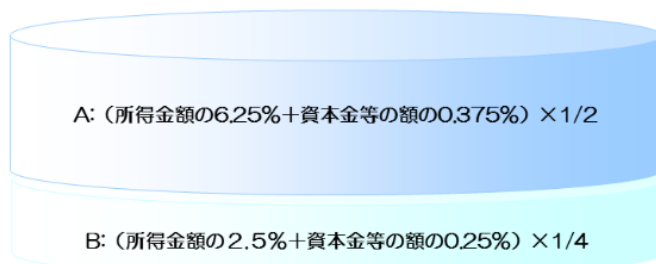


② 公益法人に寄附をした法人に対する税制優遇

★法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



- A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額
- B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

「公益法人 information」より抜粋

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zeisei.html

詳細は、お近くの税務署にご確認ください。